

# 委員会に出席を求める理事者一覧表

## 建設委員会

変 更 前	変 更 後
<p>県土マネジメント部長、                      県土マネジメント部理事、                      県土マネジメント部次長（企画管理室長事務取扱）、                      県土マネジメント部次長（技術担当）、                      県土マネジメント部次長（交通政策担当、地域交通課長事務取扱）、                      県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱）、                      県土マネジメント部河川政策官（河川課長事務取扱）、                      建設業・契約管理課長、用地対策課長、技術管理課長、                      道路環境課長、道路管理課長、砂防・災害対策課長、下水道課長</p> <p>まちづくり推進局長、                      まちづくり推進局理事（奈良公園・観光振興プロジェクト担当）兼                      観光局理事、                      まちづくり推進局次長（技術担当）、                      まちづくり推進局次長（にぎわい交流担当）、                      知事公室審議官（医大・周辺まちづくりプロジェクト担当）兼                      医療政策部次長兼まちづくり推進局次長、</p> <p>地域デザイン推進課長、都市計画室長、大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長、公園緑地課長、奈良公園室長、平城宮跡事業推進室長、住まいまちづくり課長、<u>建築課長</u>、<u>営繕課長</u>、<u>営繕プロジェクト推進室長</u></p> <p>水道局長、                      総務課長、業務課長</p>	<p>県土マネジメント部長、                      県土マネジメント部理事、                      県土マネジメント部次長（企画管理室長事務取扱）、                      県土マネジメント部次長（技術担当）、                      県土マネジメント部次長（交通政策担当、地域交通課長事務取扱）、                      県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱）、                      県土マネジメント部河川政策官（河川課長事務取扱）、                      建設業・契約管理課長、用地対策課長、技術管理課長、                      道路環境課長、道路管理課長、砂防・災害対策課長、下水道課長</p> <p>まちづくり推進局長、                      まちづくり推進局理事（奈良公園・観光振興プロジェクト担当）兼                      観光局理事、                      まちづくり推進局次長（技術担当、<u>建築課長事務取扱</u>）、                      まちづくり推進局次長（にぎわい交流担当）、                      知事公室審議官（医大・周辺まちづくりプロジェクト担当）兼                      医療政策部次長兼まちづくり推進局次長、</p> <p>地域デザイン推進課長、都市計画室長、大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長、公園緑地課長、奈良公園室長、平城宮跡事業推進室長、住まいまちづくり課長、<u>営繕課長</u>、<u>営繕プロジェクト推進室長</u></p> <p>水道局長、                      総務課長、業務課長</p>

今回の変更は\_\_\_\_\_部分です

あおやま 青 山 用地対策課長	こにし 小 西 下水道課長	さかぐち 坂 口 営繕課長	みずぐち 水 口 営繕プロジェクト推進室長	やまもと 山 本 都市計画室長	おおば 大 庭 公園緑地課長			
つぶる 津風呂 道路管理課長	きむら 木 村 道路環境課長	じょうがき 城 垣 建設業・契約管理課長	ますだ 増 田 技術管理課長	おおしま 大 島 住まいまちづくり課長	おかもと 岡 本 大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長	しも 志 茂 平城宮跡事業推進室長		
じょうがさき 城ヶ崎 砂防・災害対策課長	ひらおか 平 岡 河川政策官(河川課長)	もりもと 森 本 道路政策官(道路建設課長)	おりはら 折 原 県土マネジメント部次長(地域交通課長)	ほんむら 本 村 地域デザイン推進課長	おおにし 大 西 まちづくり推進局次長(にぎわい交流担当)	うえひら 上 平 奈良公園室長	こおり 郡 水道局総務課長	あさだ 淺 田 水道局業務課長
あらし 荒 県土マネジメント部次長(技術担当)	うめの 梅 野 県土マネジメント部次長(企画管理室長)	みずもと 水 本 県土マネジメント部理事	かとう 加 藤 県土マネジメント部次長	こんごう 金 剛 まちづくり推進局局長	なかにし 中 西 まちづくり推進局理事(観光局理事)	ほりうち 堀 内 まちづくり推進局次長(技術担当)(建築課長)	かわい 河 合 知事公室審議官医療政策部次長まちづくり推進局次長	にしかわ 西 川 水道局長

## 建設委員会理事者座席表

(第1委員会室)

委 員					委 員
	議 長	委 員 長	副 委 員 長	事 務 局 長	

(平成28年12月13日)

平成28年12月定例県議会提出

予算案の概要

平成28年12月

奈良県

# 目 次

1	平成28年度奈良県一般会計補正予算（第2号）	…	1
2	平成28年度奈良県一般会計補正予算案（第3号）	…	3
3	平成28年度奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算案 （第1号）	…	1 3

(注)

- 1 事業名欄には、当該事業の実施主体について、以下の区分により記載しています。  
県実施……………県が直接行う事業です。  
市町村実施、民間実施等……市町村や民間団体等が行う事業であり、県の予算は市町村や民間団体等に対する負担金・補助金です。
- 2 事業内容欄に記載している負担区分は、実施主体の事業費に対する標準的な負担区分です。

1 平成28年度奈良県一般会計補正予算（第2号） 100,000千円

【総括表】

政策課題別内訳

(単位：千円)

そ の 他	100,000
-------	---------

財源内訳

(単位：千円)

諸 収 入	50,000
一 般 財 源	50,000

一般財源の内訳

(単位：千円)

繰 越 金	50,000
-------	--------

予算の規模

(単位：千円)

補正後予算総額	497,489,036
当初予算比	0.5%増
前年度同期比	1.1%増

【事業概要】

その他

事業名	事業内容	金額	担当部局 ・課室名
県立欽傍高等学校プール 事故損害賠償金 県実施	県立欽傍高等学校プールにおける飛び込み事故にか かる和解に伴う損害賠償金 負担区分 保険金を除き県10/10	千円 100,000	教育委員会 保健体育課

2 平成28年度奈良県一般会計補正予算案（第3号）12,130,650千円

繰越明許費	新規	10,393,504千円
債務負担行為	追加	1,345,794千円
	変更	480,000千円

【総括表】

政策課題別内訳

（金額欄は再掲を除く）

（単位：千円）

1	産業構造の改革	461,100
2	県内就業の促進	20,270
3	観光の振興	334,000
4	農・畜産・水産業の振興	265,420
5	医療の充実	136,800
6	福祉の充実	債務負担行為のみ
7	文化の振興	636,123
8	安全・安心の確保	2,916
9	景観・環境の保全と創造	10,500
10	南部地域・東部地域の振興	3,927,700
11	効率的・効果的な基盤整備	3,846,543
12	その他	2,489,278

財源内訳

（単位：千円）

特定財源	分担金及び負担金	26,626
	国庫支出金	5,033,793
	諸収入	41,000
	県債	4,517,600
一般財源		2,511,631

一般財源の内訳

（単位：千円）

地方交付税	89,095
繰越金	2,422,536

予算の規模

（単位：千円）

補正後予算総額	509,619,686
当初予算比	2.9%増
前年度同期比	3.2%増

### 1 産業構造の改革

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業 県実施	大宮通り新ホテル・交流拠点における、国際ブランドホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備の推進 駐車場施設設計・工事 負担区分 国6/10・県4/10	千円 461,100	まちづくり推進局 大宮通り新ホテル・交流拠点事業室

### 2 県内就業の促進

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
⑨ふるさとワーキングホリデー事業 県実施	都市部の若者が一定期間県内に滞在し、働きながら地域の魅力を知ることにより、U I Jターンによる県内就職を促進 負担区分 国10/10	千円 20,270	産業・雇用振興部 雇用政策課

### 3 観光の振興

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
奈良公園施設魅力向上事業 県実施	奈良公園の抱える問題を解決し、「世界に誇れる公園」にしていくための奈良公園及びその周辺の整備 (仮称)登大路バスターミナルの施設整備 負担区分 国1/2・県1/2、県10/10	千円 314,000	まちづくり推進局 奈良公園室
⑩興福寺中金堂落慶を契機とした奈良公園誘客促進事業 県実施	興福寺中金堂落慶を契機とした第2期奈良県観光キャンペーンにかかる準備を実施 実施計画の策定 PR冊子等の作成 負担区分 県10/10	20,000	まちづくり推進局 奈良公園室

### 4 農・畜産・水産業の振興

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
⑪中山間地域所得向上支援事業 市町村実施	中山間地域において、意欲ある農業者等の所得向上を図るため、収益性の高い農産物等の生産・販売等の取組に対し補助 実施主体 東吉野村 補助対象 中山間地域所得向上計画の策定 農産物等の販売施設の整備等 負担区分 国10/10、国1/2・村1/2	千円 93,322	農 林 部 マーケティング課
NAFICを核とした賑わいづくり事業 県実施	NAFIC (なら食と農の魅力創造国際大学校) 周辺の賑わいづくりを推進 NAFIC附属セミナーハウスの整備 用地取得、造成設計等 負担区分 国1/2・県1/2	93,000	農 林 部 担い手・農地 マネジメント課
担い手確保・経営強化支援事業 民間実施	人・農地プランが作成され、かつ農地中間管理機構を活用している地区において、地域の中心経営体等が行う農業用施設の整備や農業用機械の導入等に対し補助 補助対象 融資機関からの融資残額 負担区分 国1/2・実施主体1/2	35,322	農 林 部 担い手・農地 マネジメント課



事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
⑤(仮称)なら農業経営塾開講準備事業 県実施	経営感覚の優れた農業者を育成するため、「(仮称)なら農業経営塾」の開講に向けた検討を実施 負担区分 国10/10	千円 1,000	農林部 担い手・農地 マネジメント課
地籍調査事業 市町村実施	国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき地籍調査を進める市町村に対し負担金を交付 実施主体 6市町村 負担区分 国1/2・県1/4・市町村1/4	42,776	農林部 担い手・農地 マネジメント課

## 5 医療の充実

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
⑤地域医療支援病院体制整備事業 民間実施	地域医療支援病院における共同利用施設としての磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の整備に対し補助 実施主体 済生会中和病院 負担区分 国1/3・県1/3・実施主体1/3	千円 122,400	医療政策部 地域医療連携課
病院群輪番制病院設備整備費補助事業 民間実施	市町村が実施する病院群輪番制参加病院に対する設備整備に対し補助 実施主体 阪奈中央病院 負担区分 国1/3・県1/3・市町村1/3	14,400	医療政策部 地域医療連携課

## 6 福祉の充実

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
心身障害者福祉センター施設整備事業 県実施	プールの改修工事にかかる設計 負担区分 県10/10	千円 - (債務負担行為 ②2,474)	健康福祉部 障害福祉課

## 7 文化の振興

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業 県実施	歴史文化資源活用の先駆的拠点である(仮称)奈良県国際芸術家村の施設・設備等の整備を推進 用地取得、造成設計等 負担区分 国1/2・県1/2	千円 589,783	地域振興部 企画管理室
ムジークフェストなら2017開催事業 民間実施	文化芸術活動の活性化を図るとともに誘客を促進するため、全国から高い注目を集める音楽祭を開催 時期 平成29年6月10日～25日 内容 奈良公園春日野園地での大規模野外コンサートや市町村との連携コンサートなど県内各地でコンサートを開催 負担区分 民間負担分を除き県10/10	3,700 (債務負担行為 ②111,010)	地域振興部 文化振興課
文化財保存事業費補助金 民間実施	国指定文化財の修理に関する補助 正暦寺福寿院客殿及び台所 負担区分 国70%・県4%・実施主体26%	1,640	教育委員会 文化財保存課
重要文化財等修理受託事業 県実施	国指定文化財の修理 正暦寺福寿院客殿及び台所 負担区分 国70%・県4%・実施主体26%	41,000	教育委員会 文化財保存事務所

## 8 安全・安心の確保

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
中小企業会館耐震化事業 県実施	入札不調による工程変更に伴う労務単価上昇への対応 負担区分 県10/10	千円 2,916	産業・雇用振興部 地域産業課

## 9 景観・環境の保全と創造

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
奈良の彩りづくり事業 (馬見丘陵公園) 県実施	馬見丘陵公園の魅力向上のための植栽等の実施 花壇整備 負担区分 国1/2・県1/2	千円 10,500	まちづくり推進局 公園緑地課

## 10 南部地域・東部地域の振興

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
五條新宮道路の整備推進 (国道168号) 県実施	紀伊半島アンカールートを形成する「五條新宮道路」の早期整備 阪本工区、辻堂バイパス 負担区分 国5.5/10・県4.5/10	千円 441,000	県土マネジメント部 道路建設課
災害に強い道路ネットワークの整備推進 県実施	地域を支える主要な道路ネットワークの形成 国道311号 竹筒工区 高野天川線、大峯山公園線 ほか 負担区分 国6/10・県4/10	238,400	県土マネジメント部 道路建設課
橋りょう耐震補強事業 (南部・東部) 県実施	耐震補強が必要な緊急輸送道路の橋梁の対策を重点実施 国道168号大川橋、高野天川線中原橋 負担区分 国6/10・県4/10、国1/2・県1/2	64,000	県土マネジメント部 道路管理課
道路災害防除事業(南部・東部) 県実施	道路斜面で崩落等の兆候がある箇所や、法面の危険度、路線の重要度等を総合的に判断して対策を優先すべき箇所では法面・落石の防災対策を実施 国道168号外7路線 負担区分 国6/10・県4/10、国1/2・県1/2	671,900	県土マネジメント部 道路管理課
道路施設老朽化対策事業 (南部・東部) 県実施	長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 備後橋外6橋 音枝トンネル、白谷トンネル 負担区分 国6/10・県4/10、国1/2・県1/2	338,100	県土マネジメント部 道路管理課
道路舗装補修事業(南部・東部) 県実施	路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道369号外4路線 負担区分 国6/10・県4/10、国1/2・県1/2	140,700	県土マネジメント部 道路管理課
南部東部地域河川改良事業 県実施	南部・東部地域における治水安全度の向上を図るため、河川改良を実施 紀の川、町並川 負担区分 国1/2・県1/2	407,400 (債務負担行為 ⑳～㉔280,000)	県土マネジメント部 河川課
通常砂防事業(南部・東部) 県実施	砂防設備の設置により、土石流等による被害から人家等を保全 黒滝村黒滝川外5カ所 負担区分 国1/2・県1/2	1,078,100	県土マネジメント部 砂防・災害対策課

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
地すべり対策事業（南部・東部） 県実施	地すべり防止施設の設置により、地すべりによる被害から人家等を保全 宇陀市檢牧東地区、十津川村折立地区 負担区分 国1/2・県1/2	千円 357,000	県土マネジメント部 砂防・災害対策課
急傾斜地崩壊対策事業（南部・東部） 県実施	急傾斜地崩壊防止施設の設置により、急傾斜地の崩壊による被害から人家を保全 十津川村上野地地区外4カ所 負担区分 国1/2・県1/2	191,100	県土マネジメント部 砂防・災害対策課

### 1.1 効率的・効果的な基盤整備

7,180,800,-

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
道路改良事業（一部再掲） 県実施	骨格幹線道路ネットワークをはじめ、渋滞対策や通学路の安全対策など重要な施策に資する事業について「選択と集中」により重点的に実施 国道168号 王寺道路、阪本工区、辻堂バイパス 国道169号 高取バイパス 国道369号 大保道路 結崎田原本線、高野天川線、天理王寺線 ほか 負担区分 国6/10・県4/10、国5.5/10・県4.5/10	千円 1,907,300	県土マネジメント部 道路建設課
街路改良事業 県実施	多様化する県民ニーズに的確に対応しつつ、「選択と集中」により、まちづくりに資する事業を実施 奈良権原線 負担区分 国6/10・県4/10	58,200	まちづくり推進局 地域デザイン推進課
新奈良県総合医療センター関連道路整備事業 県実施	新奈良県総合医療センターへのアクセスのための道路整備 石木城線 負担区分 国6/10・県4/10	288,300	まちづくり推進局 地域デザイン推進課
新奈良県総合医療センター周辺道路改良事業 県実施	新奈良県総合医療センター周辺道路の整備 城廻り線 負担区分 国6/10・県4/10	42,000	まちづくり推進局 地域デザイン推進課
橋りょう耐震補強事業（再掲） 県実施	耐震補強が必要な緊急輸送道路の橋梁の対策を重点実施 国道168号大川橋、高野天川線中原橋 負担区分 国6/10・県4/10、国1/2・県1/2	64,000	県土マネジメント部 道路管理課
道路災害防除事業（一部再掲） 県実施	道路斜面で崩落等の兆候がある箇所や、法面の危険度、路線の重要度等を総合的に判断して対策を優先すべき箇所では法面・落石の防災対策を実施 国道168号外7路線 負担区分 国6/10・県4/10、国1/2・県1/2	692,900	県土マネジメント部 道路管理課
道路施設老朽化対策事業（一部再掲） 県実施	長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施 備後橋外7橋 音枝トンネル、白谷トンネル 負担区分 国6/10・県4/10、国1/2・県1/2	385,300	県土マネジメント部 道路管理課
道路舗装補修事業（一部再掲） 県実施	路面の破損が進行し、安全な通行に支障をきたす箇所の対策を実施 国道369号外12路線 負担区分 国6/10・県4/10、国1/2・県1/2	384,000	県土マネジメント部 道路管理課
奈良中心市街地の交通対策事業 県実施	奈良公園から平城宮跡を含むエリアにおける交通環境の整備 駐車場案内システム整備 負担区分 国6/10・県4/10	36,700	県土マネジメント部 道路環境課

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
観光案内サイン整備事業 県実施	「観光案内サイン整備ガイドライン」に基づき、国内外からの観光客の周遊観光を促進するための観光案内サインを整備 負担区分 国6/10・県4/10 <i>大宮</i>	千円 58,800	県土マネジメント部 道路環境課
(仮称)京奈和自転車道整備事業 県実施	自転車による観光交流や地域振興を図るため、京都・奈良・和歌山を結ぶ自転車道を整備 路面標示、舗装工事等 負担区分 国6/10・県4/10	25,200	県土マネジメント部 道路環境課
通学路の安全対策事業 県実施	通学路交通安全プログラムに基づく合同点検による危険箇所の対策等の実施 奈良精華線、榛原菟田野御杖線 負担区分 国6/10・県4/10	73,500	県土マネジメント部 道路環境課
歩道におけるバリアフリー整備事業 県実施	バリアフリー基本構想における生活関連経路について、歩道整備や段差解消等のバリアフリー整備を実施 国道166号、奈良名張線 負担区分 国6/10・県4/10	52,500	県土マネジメント部 道路環境課
大和川流域総合治水対策推進事業 県実施	浸水被害の軽減を図るため、河川改良や調整池整備等により総合治水対策を実施 秋篠川外17河川 負担区分 国2/3・県1/3、国1/2・県1/2、 国1/3・県2/3 <i>大和等</i>	1,166,600 (債務負担行為 ⑩～⑫100,000)	県土マネジメント部 河川課
南部東部地域河川改良事業 (再掲) 県実施	南部・東部地域における治水安全度の向上を図るため、河川改良を実施 紀の川、町並川 負担区分 国1/2・県1/2	407,400 (債務負担行為 ⑬～⑮280,000)	県土マネジメント部 河川課
補助ダム堰堤改良事業 県実施	天理ダム 洪水調節放流管整備 負担区分 国1/2・県1/2	226,900	県土マネジメント部 河川課
通常砂防事業 (一部再掲) 県実施	砂防設備の設置により、土石流等による被害から人家等を保全 生駒市神田川外8カ所 負担区分 国1/2・県1/2	1,151,600	県土マネジメント部 砂防・災害対策課
地すべり対策事業 (再掲) 県実施	地すべり防止施設の設置により、地すべりによる被害から人家等を保全 宇陀市桧牧東地区、十津川村折立地区 負担区分 国1/2・県1/2	357,000	県土マネジメント部 砂防・災害対策課
急傾斜地崩壊対策事業 (再掲) 県実施	急傾斜地崩壊防止施設の設置により、急傾斜地の崩壊による被害から人家を保全 十津川村上野地地区外4カ所 負担区分 国1/2・県1/2	191,100	県土マネジメント部 砂防・災害対策課
奈良の彩りづくり事業 (馬見丘陵公園) (再掲) 県実施	馬見丘陵公園の魅力向上のための植栽等の実施 花壇整備 負担区分 国1/2・県1/2	10,500	まちづくり推進局 公園緑地課
奈良公園施設魅力向上事業 (再掲) 県実施	奈良公園の抱える問題を解決し、「世界に誇れる公園」にしていくための奈良公園及びその周辺の整備 (仮称)登大路バスターミナルの施設整備 負担区分 国1/2・県1/2、県10/10	314,000	まちづくり推進局 奈良公園室
都市公園整備事業 県実施	馬見丘陵公園のサービスマン整備 負担区分 国1/2・県1/2	52,500	まちづくり推進局 公園緑地課

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
農地防災事業（県営事業） 県実施	県営ため池整備事業 岩井谷池（生駒市） 負担区分 国50%・県30%・市20%	千円 42,000 （債務負担行為 ⑬～⑯60,000）	農 林 部 農 村 振 興 課
農地防災事業（団体営事業） 市町村実施	団体営農業用河川工作物応急対策事業 源代地区（奈良市） 負担区分 国50%・県42%・市4%・受益者4%	37,800	農 林 部 農 村 振 興 課
木材生産林育成整備事業 市町村・民間実施	第2種木材生産林における計画的な森林整備に対し補助 負担区分 国51%・県17%・実施主体32%	43,243	農 林 部 林 業 振 興 課
民有林直轄治山事業費負担金 国実施	新宮川水系十津川地区 負担区分 国2/3・県1/3	29,400	農 林 部 森 林 整 備 課

## 12 その他

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
⑯県庁舎系施設南部地域再配置整備事業 市町村実施	県庁舎系施設南部地域再配置に伴う、旧五條高校跡地における五條市との合同庁舎整備にかかる負担金 造成設計、建築設計 負担区分 県（基金）10/10 （庁舎等整備基金活用事業）	千円 — （債務負担行為 ⑰～⑲53,000）	総 務 部 フ ァ シ リ テ イ マ ネ ジ メ ン ト 室
財政調整基金積立金 県実施	地方財政法第7条第1項に基づく平成27年度決算剰余金の積立て 負担区分 県10/10	1,490,000	総 務 部 財 政 課
給与改定に伴う増額 県実施	特別職及び一般職の職員の給与改定による増額 特別職 期末手当支給月数 + 0.1月 一般職 給料の改定率 平均 0.2% 勤勉手当支給月数 + 0.1月 地域手当 + 0.2% 負担区分 県10/10、国1/3・県2/3	999,278	全 部 局 〔 総 務 部 〕 〔 人 事 課 〕

12  
48,860

【繰越明許費補正】

新規

事業名	金額	繰越理由	担当部局 ・課室名
ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業	千円 461,100	国の補正予算に対応することによる	まちづくり推進局 大宮通り新ホテル ・交流拠点事業室
奈良公園施設魅力向上事業	1,222,000	同 上	まちづくり推進局 奈良公園室
平城宮跡の利活用推進事業	126,000	同 上	まちづくり推進局 平城宮跡事業推進室
中山間地域所得向上支援事業	91,672	同 上	農 林 部 マーケティング課
NAFICを核とした賑わいづくり事業	93,000	同 上	農 林 部 担い手・ 農地マネジメント課
地籍調査事業	42,776	同 上	農 林 部 担い手・ 農地マネジメント課
(仮称)奈良県国庫芸術家村整備事業	55,000	同 上	地 域 振 興 部 企画管理室
県庁舎厨房等整備事業	125,000	入札手続きに不測の日時を要したことによる	総 務 部 管 財 課
野外活動センター施設整備事業	183,000	同 上	くらし創造部 青少年・社会 活動推進課
中小企業会館耐震化事業	120,616	同 上	産業・雇用振興部 地域産業課
奈良の彩りづくり事業	10,500	国の補正予算に対応することによる	まちづくり推進局 公園緑地課
道路橋りょう整備事業 道路改良事業 奈良中心市街地の交通対策 事業	3,189,500 36,700	同 上 同 上	県土マネジメント部 道路建設課 道路環境課 道路管理課
交通安全施設整備事業 交通安全施設整備事業	210,000	同 上	県土マネジメント部 道路環境課
河川改良事業 河川改良事業	1,574,000	同 上	県土マネジメント部 河 川 課
砂防事業 砂防事業	1,699,700	同 上	県土マネジメント部 砂防・災害対策課
ダム建設事業 ダム堰堤改良事業	226,900	同 上	県土マネジメント部 河 川 課

事業名	金額	繰越理由	担当部局・課室名
街路事業 街路改良事業	千円 301,300	国の補正予算に対応することによる	まちづくり推進局 地域デザイン推進課
都市公園整備事業 都市公園整備事業	52,500	同上	まちづくり推進局 公園緑地課
土地改良事業 農地有効活用促進事業 水田機能活用水利施設整備 事業	106,823 31,500	同上 同上	農林部 農村振興課
農地防災事業 県営ため池整備事業 県営農業用河川工作物応急 対策事業 団体営農業用河川工作物応 急対策事業	42,000 31,500 37,800	同上 同上 同上	農林部 農村振興課
奈良県木材生産推進事業	54,486	同上	農林部 林業振興課
木材生産林育成整備事業	107,512	同上	農林部 林業振興課
林道整備事業	24,779	同上	農林部 森林整備課
治山事業	67,200	同上	農林部 森林整備課
文化財保存事業費補助金	2,640	同上	教育委員会 文化財保存課
重要文化財等修理受託事業	66,000	同上	教育委員会 文化財保存事務所
繰越明許費 計(新規) (30件)	10,393,504		

【債務負担行為補正】

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間 ・ 限 度 額		補 正 理 由	担 当 部 局 ・ 課 室 名
	現 行	補 正 後		
ムジークフェストなら2017開催事業にかかる契約(再掲)	平成29年度 111,010		事業期間の確保のため	地 域 振 興 部 文 化 振 興 課
心身障害者福祉センター施設整備事業にかかる契約(再掲)	平成29年度 2,474		同 上	健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課
河川改良事業にかかる契約(大和川外2河川)(再掲)	平成29年度から 平成30年度まで 380,000		工期の確保のため	県土マネジメント部 河 川 課
県営ため池整備事業にかかる契約(再掲)	平成29年度から 平成30年度まで 60,000		同 上	農 林 部 農 村 振 興 課
⑨県庁舎系施設南部地域再配置整備事業にかかる契約(再掲)	平成29年度から 平成30年度まで 53,000		事業期間の確保のため	総 務 部 ファシリティ マネジメント室
聴覚障害者支援センター指定管理事業	平成29年度から 平成33年度まで 150,275		聴覚障害者支援センターの管理を指定管理者に行わせるため	健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課
紀寺県営住宅ほか12団地及びそれらの共同施設指定管理事業	平成29年度から 平成31年度まで 589,035		紀寺県営住宅、六条県営住宅、亮間県営住宅、北和県営住宅、姫寺県営住宅、平城県営住宅、六条山県営住宅、稗田県営住宅、東高田県営住宅、天理南県営住宅、橿原ニュータウン県営住宅、阿部県営住宅及び山崎県営住宅並びにそれらの共同施設の管理を指定管理者に行わせるため	まちづくり推進局 住まいまちづくり課

変 更

(単位：千円)

事 項	期 間 ・ 限 度 額		補 正 理 由	担 当 部 局 ・ 課 室 名
	現 行	補 正 後		
公共土木施設災害復旧事業にかかる契約	平成29年度 200,000	平成29年度から 平成30年度まで 680,000	工期の確保のため	県土マネジメント部 砂防・災害対策課

9A.612号



### 3 平成28年度奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算案（第1号）

【繰越明許費補正】

新規

事業名	金額	繰越理由	担当部局 ・課室名
補助流域下水道事業	千円 688,800	国の補正予算に対応することによる	県土マネジメント部 下水道課

追加

# 「12月定例県議会条例」説明資料

県土マネジメント部・まちづくり推進局

水 道 局

議第96号	奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	1
議第97号	奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	3
議第99号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	6
議第100号	奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	14

水 知事局へ送付

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県附属機関に関する 条例の一部を改正する条例</p>	<p>知事の附属機関として、 平城宮跡歴史公園指定管理 者選定審査会を設置するた め、所要の改正をしようと するものである。</p>	<p>1 附属機関の設置 平城宮跡歴史公園指定管理者選定審査会を設置し、平城宮跡歴史公 園の指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関 する事務を担当させる。  (別表関係)</p> <p>2 施行期日 公布の日から施行する。  (改正附則関係)</p>

		別表(第一条関係)			改正案	
略	略	知事		附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項
		高畑町裁 判所跡地 事業者選 定委員会	略	略	担任する事項	
略	略	平城宮跡 歴史公園 指定管理 者選定審 査会	平城宮跡歴史公園の 指定管理 者の指定に 関する重要 事項につ いての審査 及び建議 に関する事 務	略	略	担任する事項
		略	略	略	略	
		別表(第一条関係)			現行	
略	略	知事		附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項
		高畑町裁 判所跡地 事業者選 定委員会	略	略	担任する事項	
略	略	平城宮跡 歴史公園 指定管理 者選定審 査会	平城宮跡歴史公園の 指定管理 者の指定に 関する重要 事項につ いての審査 及び建議 に関する事 務	略	略	担任する事項
		略	略	略	略	

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>市町村が処理することとする事務を追加する等のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 市町村が処理する事務の追加 農地法に基づく農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可等に係る知事の権限に属する事務を関係市町村が処理することとする。 (別表第1関係)</p> <p>2 事務を処理する市町村の追加 国有財産法に基づく国土交通省所管の国有財産に係る河川法に規定する準用河川の用に供されている国有財産に係る立入及び境界確定に関する知事の権限に属する事務並びにその他の立入及び境界確定に関する知事の権限に属する事務を処理する関係町を追加することとする。 (別表第1関係)</p> <p>3 規定の整備 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による工場立地法の改正に伴い、町へ権限を移譲された事務について、規定の整備を行う。 (別表第1関係)</p> <p>4 施行期日等 (1) 平成29年4月1日から施行する。 (2) その他所要の経過規定を置く。  (改正附則関係)</p>

改正案		現行	
別表第一(第二条関係)			
事務	一〇四略	市町村	市町村
	五略	奈良市 大和郡山市 橿原市 山添村 安堵町 川西町 王寺町 天川村 十津川村 下北山村 上北山村	奈良市 大和郡山市 橿原市 山添村 安堵町 川西町 天川村 十津川村 下北山村 北山村 上北山村
六〇十二略		六〇十二略	六〇十二略
<p>十三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第十八条第一項の規定による許可</p> <p>2 法第十八条第三項の規定による意見の聴取</p>		<p>大和郡山市 御杖村 王寺町 天川村</p>	<p>十六 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号。以下この項において「法」という。)に</p> <p>川西町</p>
十四〇十六略		十三〇十五略	十六 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号。以下この項において「法」という。)に

	改 正 案
<p>十七〜三十一略</p> <p>17  法第九條第一項及 18  法第二項の規定によ 19  る勧告 20  5  法第十條第一項の 21  規定による命令 22  6  法第十一條第二項 23  の規定による期間の 24  短縮 25  7  法第十二條の規定 26  による届出の受理 27  8  法第十三條第三項 28  の規定による届出の 29  受理</p>	現 行



条 例 名	理 由	要 旨
<p>一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p>	<p>人事委員会の給与に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の給料、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定を行うため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>第1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>1 給料表の改定 全給料表の給料月額について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ改正する。  (別表第1から別表第6まで関係)</p> <p>2 諸手当の改定 初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 初任給調整手当</p> <p>ア 医療職給料表(一)適用の職員 月額 413,300円 → 413,800円</p> <p>イ 医療職給料表(一)適用の職員以外の医師等の職員 月額 50,500円 → 50,600円  (第9条の2関係)</p> <p>(2) 扶養手当</p> <p>ア 条例に規定する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行9級職員等」とい</p>

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>う。) に対しては、支給しない。</p> <p>イ 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、条例に規定する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>ウ 扶養手当は、次のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。条例の規定は、条例に規定する事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(7) 扶養手当を受けている職員に更に条例に規定する事実が生じた場合</p> <p>(i) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で条例の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(ii) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で条例の</p>

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>規定による届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合</p> <p>(I) 扶養親族たる配偶者、父母等で条例の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等及び行9級職員等以外の職員となった場合</p> <p>(II) 扶養親族たる配偶者、父母等で条例の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で条例の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものが行9級職員等となった場合</p> <p>(III) 扶養親族たる配偶者、父母等で条例の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等及び行9級職員等以外のものが行8級職員等となった場合</p> <p>(IV) 職員の扶養親族たる子で条例の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p> <p style="text-align: right;">(第10条及び第11条関係)</p> <p>(3) 勤勉手当 (平成28年度)</p> <p>ア 再任用職員以外の職員</p> <p>(7) 特定幹部職員以外の職員</p> <p style="text-align: center;">12月期 0.8月分 → 0.9月分</p>

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>(イ) 特定幹部職員 12月期 1. 0月分 → 1. 1月分</p> <p>イ 再任用職員</p> <p>(7) 特定幹部職員以外の職員 12月期 0. 375月分 → 0. 425月分</p> <p>(イ) 特定幹部職員 12月期 0. 475月分 → 0. 525月分 (第20条関係)</p> <p>(4) 勤勉手当 (平成29年度以降)</p> <p>ア 再任用職員以外の職員</p> <p>(7) 特定幹部職員以外の職員 6月期 0. 8月分 → 0. 85月分 12月期 0. 9月分 → 0. 85月分</p> <p>(イ) 特定幹部職員 6月期 1. 0月分 → 1. 05月分 12月期 1. 1月分 → 1. 05月分</p> <p>イ 再任用職員</p> <p>(7) 特定幹部職員以外の職員 6月期 0. 375月分 → 0. 4月分 12月期 0. 425月分 → 0. 4月分</p>

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>(イ) 特定幹部職員</p> <p>6月期 0. 4 7 5月分 → 0. 5月分  12月期 0. 5 2 5月分 → 0. 5月分  (第20条関係)</p> <p>3 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>第2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p>1 給料表の改定  給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額を改正する。  (第7条関係)</p> <p>2 期末手当（平成28年度）  12月期 1. 5 7 5月分 → 1. 6 7 5月分  (第8条関係)</p> <p>3 期末手当（平成29年度以降）  6月期 1. 5 7 5月分 → 1. 6 2 5月分  12月期 1. 6 7 5月分 → 1. 6 2 5月分  (第8条関係)</p> <p>第3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p>1 給料表の改定  給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、任期付研究員の給</p>

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>料月額を改正する。 (第5条関係)</p> <p>2 期末手当(平成28年度) 12月期 1.575月分 → 1.675月分 (第6条関係)</p> <p>3 期末手当(平成29年度以降) 6月期 1.575月分 → 1.625月分 12月期 1.675月分 → 1.625月分 (第6条関係)</p> <p>第4 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正</p> <p>1 扶養手当の改定 条例に規定する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。 (第6条関係)</p> <p>2 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>第5 施行期日等</p> <p>1 平成28年12月26日から施行する。ただし、第1の2の(2)及び(4)並びに3並びに第2の3並びに第3の3並びに第4については、平成29年4月1日から施行する。</p>

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>2 第1の1及び2の(1)並びに第2の1並びに第3の1については平成28年4月1日から、第1の2の(3)、第2の2及び第3の2については同年12月1日から適用する。</p> <p>3 その他所要の経過規定を置く。</p> <p style="text-align: right;">(附則関係)</p>

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案) 新旧対照表  
一〇六(略)

七 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(第七条関係)

改正案	現行
<p>(扶養手当)</p> <p>第六条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</p> <p>三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</p> <p>四〇六 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第六条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫</p> <p>三〇五 略</p>



条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>雇用保険法の改正に伴い、求職活動支援費に相当する退職手当を支給する等のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法に規定する被保険者とみなしたならば同法に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、アに掲げる額がイに掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、イに掲げる額からアに掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>ア その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>イ その者を雇用保険法に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（条例に規定する基準勤続期間をいう。以下イにおいて同じ。）を同法に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>(2) 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法に規定する被保険者とみなしたならば同法に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職し</p>

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>た者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、(1)イの例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(3) 条例の規定による退職手当の支給を受けることができる者で求職活動に伴い雇用保険法に規定する行為をするものに対しては、同法に規定する求職活動支援費の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(4) 雇用保険法の規定による就業促進手当等の支給を受けることができる条例の規定は、(1)及び(2)による退職手当の支給を受けることができる者（(1)又は(2)により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。</p> <p>(5) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(第10条関係)</p> <p>2 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正</p> <p>条例の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、<u>雇用保険法に規定する求職活動支援費に</u></p>

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>相当する金額を同法の規定による求職活動支援費の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p style="text-align: right;">(第15条関係)</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 平成29年1月1日から施行する。</p> <p>(2) その他所要の経過規定を置く。</p> <p style="text-align: right;">(附則関係)</p>

奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

一 (略)

二 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(第二条関係)

改正案	現行
<p>(退職手当)</p> <p>第十五条 略</p> <p>2(5) 略</p> <p>6 前項に定めるもののほか、同項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支<del>援費</del>に相当する金額を同法の規定による当該手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第十五条 略</p> <p>2(5) 略</p> <p>6 前項に定めるもののほか、同項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 略</p>

議第107号

紀寺県営住宅ほか12団地及びそれらの共同施設の指定管理者の指定について

紀寺県営住宅ほか12団地及びそれらの共同施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成28年12月2日提出

奈良県知事 荒井正吾

<p>施設名</p>	<p>紀寺県営住宅、六条県営住宅、売間県営住宅、北和県営住宅、姫寺県営住宅、平城県営住宅、六条山県営住宅、稗田県営住宅、東高田県営住宅、天理南県営住宅、橿原ニュータウン県営住宅、阿部県営住宅及び山崎県営住宅並びにそれらの共同施設</p>
<p>指定の相手方</p>	<p>東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 株式会社 東急コミュニティー 代表取締役 雑賀克英</p>
<p>指定の期間</p>	<p>平成29年4月1日から平成32年3月31日まで</p>

3年

✓ 18/64. 雑賀 甲子 出願又 要急

紀寺県営住宅ほか12団地及びそれらの共同施設の指定管理者の指定について

住まいまちづくり課

施設名		紀寺県営住宅、六条県営住宅、売間県営住宅、北和県営住宅、姫寺県営住宅、平城県営住宅、六条山県営住宅、稗田県営住宅、東高田県営住宅、天理南県営住宅、橿原ニュータウン県営住宅、阿部県営住宅及び山崎県営住宅並びにそれらの共同施設
指定期間		平成29年4月1日～平成32年3月31日（3ヶ年）
指定管理予定者		株式会社 東急コミュニティー
主な選定理由		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県営住宅（公営住宅）制度に対する理解が充分にあり、他の自治体における公営住宅の管理実績も充分にあること。</li> <li>・ クレーム対応に関する、目標期限の設定や全国事例の共有など、苦情処理への取組が充実していること。</li> <li>・ 顧問弁護士への相談体制や、水道料金の口座振替への移行促進など、家賃等の徴収率の向上に向けた取組が充実していること。</li> <li>・ 経費削減の提案が示されており、業務委託料がより低いこと。</li> <li>・ 単身高齢者宅への見守り訪問や、地域包括支援センターとの連携など、高齢者等への居住サポートを充実させる提案があること。</li> <li>・ 各団地自治会と定期的な協議会の開催など、自治会とのコミュニケーションや連携を深める提案があること。</li> <li>・ 修繕費の余剰金を活用した空き住戸の改修・バリアフリー化など、入居率の向上に向けた独自の提案があること。</li> </ul>
指定管理委託料	H29	213,386 千円
	H30	189,302 千円
	H31	186,347 千円
	計 (A)	589,035 千円
委託料上限	上限額 (B)	607,493 千円
	増減額 (A)-(B)	△18,458 千円
	増減率 ((A)-(B))/(A)	-3.1%